

一般社団法人日本頭蓋健診治療研究会 定款施行細則

第1章 会員、会費

第1条 (会員登録)

正会員となろうとする者はホームページ上の登録画面に氏名、住所等必要事項を入力し、入会申込み手続きを行う。

2 賛助会員となろうとする者は賛助会員申込書に、氏名、住所等必要事項を記載し、申込み手続きを行う。

3 理事会により正会員、賛助会員としての入会が承認された場合は、書面或いは電子メール等にて遅滞なく本人に連絡する。

第2条 (名誉会員の選考基準)

定款第11条の名誉会員は年齢65歳以上の会員で、次のいずれかの条件を満たし、この法人の発展および、頭蓋健診と治療の進歩に功績の顕著な者について選考する。

- ① この法人の進歩あるいは発展に特に貢献した会員で、理事会の推薦を受けた者
- ② 学術集会の会長に就任した者

第3条 (感謝状)

名誉会員の授与に際しては総会においてこの法人から感謝状を贈呈する。

第4条 (会費)

正会員の会費年額は医師5,000円、医師以外3,000円とする。

2 理事・監事は役員費として別途年額5,000円を納める。

3 会費未納の場合、定款第12条の権利を制限することができ、また、定款第14条の対象となる。

4 賛助会員の会費年額は理事会にて決定する。

第5条 (退会手続き)

退会しようとする者は、所定の退会届に必要事項を記入し、未納分の会費を納入し、理事長に提出する。

2 定款第14条又は第15条により会員の資格を喪失した者は、この限りではない。

第6条 (新入会者)

年会費納入日から会費納入年度の正会員とする。

第7条 (退会者)

理事長あての退会届が事務局に届いた時点をもって会員資格を喪失する。

第8条 (会費滞納者)

会費の滞納が当該年度終了後24か月を経過したときには退会者として扱う。

第2章 役員

第9条（理事長）

理事長は新役員による最初の理事会において選定し、総会の決議をもって選任される。

2. 理事長がその職責を全うできないときは、副理事長がこれを代行する。

第10条（副理事長）

理事長は副理事長を推薦し、理事会において選任する。

2. 副理事長がその職責を全うできないときは、他の理事を副理事長として推薦し、理事会において選任する。

第11条（理事）

理事は社員のなかから選出され、総会において選任する。

2. 定款第22条に定める定員の範囲内で理事を増員し、総会で選任することができる。

3. 増員された理事の任期は定款26条4項に準じる。

第12条（監事）

監事は理事会において会員または会員以外より候補者を選出し、総会において選任する。

2. 監事がその職責を全うできないときは、理事会で候補者を選出し、総会での選任を得て変更することができる。

第3章 学術集会

第13条（運営）

学術集会は年に3回を超えない頻度で適宜開催する。

2. 開催時期は学術集会長が理事会に提案して決定する。

3. 学術集会の企画・運営は学術集会長が行う。

4. 学術集会の会計は、研究会全体の会計に含めて処理する。

5. 学術集会の参加費を別途徴収することができる。

6. 前項の規定にかかわらず、本研究会会員から学術集会参加費を徴収しない。

第14条（学術集会長）

学術集会長は理事会で原則理事のなかから選任する。

第4章 委員会

第15条（委員会の設置）

この法人の事業を円滑に運営するためには必要があるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員の選任および解任は、理事会の決議により行う。

3 委員会の業務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会は、法令およびこの定款により、総会および理事会に付与された権限を制約する運営を行う

ことはできない。

第 16 条 （委員会の名称および性格）

定款施行細則第 15 条の委員会を以下の通り定める。

- ① COI 委員会
- ② 臨床研究委員会
- ③ 学術委員会
- ④ 渉外委員会
- ⑤ 倫理委員会
- ⑥ 将来構想委員会

2 この他、必要に応じて理事会は委員会を設置することができる。

第 17 条 （委員会の設置・改廃）

委員会の設置、改廃は理事長が理事会の議を経て行う。

第 18 条 （委員会の構成）

委員長は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員は委員長が決定し、理事長が委嘱する。

2 委員長は原則として、理事とする。

第 19 条 （委員の任期）

常設委員会の委員長、委員の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の締結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員長がその職責を全うできないときは、理事会の議を経て、新たな委員長を理事長が委嘱する。

3 補充、増員による委員の任期は前任者又は他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。

第 20 条 （委員会の運営）

委員会は運営に関する規定を理事会の承認を経て作成する。

2 委員会の決定および運営については逐次理事会に報告しなければならない。

第 21 条 （附則）

この施行細則は、2024 年 9 月 21 日から施行する。

第 22 条 （改正）

この定款施行細則の改正は、理事長が発議し、理事会の決議を経て、総会でこれを行う。

令和 6 年 9 月 21 日施行

令和 8 年 6 月 8 日改定